



# 安全データシート

## 1. 製品及び会社概要

製品名： 松風ティッシュコンディショナーII 液  
会社名： 株式会社 松風  
住所： 京都市東山区福稲上高松町 1 1  
担当部門： 技術部品質保証課  
担当者： 品質保証課長  
電話番号： 075-561-1112  
FAX 番号： 075-275-4795  
E-Mail： webmaster@shofu.co.jp  
推奨用途： 歯科材料

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類  
物理化学的危険性  
引火性液体 区分 2  
健康有害性  
急性毒性（経口） 区分 4  
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性 区分 2B  
環境有害性  
水性環境有害性（急性） 区分 3

### GHS ラベル要素



注意喚起語 危険

危険有害情報 引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害  
眼刺激  
水生生物に有害

### 注意書き

[安全対策]  
使用前に添付文書を手入手すること。  
全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
環境への放出を避けること。  
容器を密閉しておくこと。  
取扱い後は手をよく洗うこと。  
[応急措置]  
飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。  
皮膚（又は髪）に付着した場合：汚染された衣類を直ちにすべて脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。



# 安全データシート

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用  
していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

[保管]

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共  
団体の規則に従うこと。

## 国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

## 3. 組成及び成分情報

### 3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

### 3.2 成分及び含有量

成分名	CAS 番号	官報公示整理 番号(化審法)	含有量 (重量%)
セバシン酸-n-ジブチル	109-43-3	2-879	
安息香酸ベンジル	120-51-4	3-1389	15
エチルアルコール	64-17-5	2-202	10-20
その他	—	—	

## 4. 応急措置

### 4.1 眼に入った場合

直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用して  
いて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。

### 4.2 皮膚に付着した場合

多量の水と石鹸で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

### 4.3 吸入した場合

新鮮な空気のところ  
で体を毛布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。

### 4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口の中を洗浄する。気分が悪い場合は医師の診察を受けること。

### 4.5 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

### 4.6 応急措置をする者の保護に必要な注意事項

情報なし

### 4.7 医師に対する特別注意事項

情報なし

## 5. 火災時の措置

### 5.1 適切な消火剤

粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、耐アルコール泡消火剤、乾燥砂

### 5.2 使ってはならない消火剤

情報なし



## 5.3 火災時の特有の危険有害性

情報なし

## 5.4 特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

## 5.5 消火を行う者の特別な保護具及び予防措置

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

## 6. 漏出時の措置

### 6.1 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

### 6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

### 6.3 封じ込め及び浄化の方法及び機材

おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。

### 6.4 二次災害の防止

着火源を取り除くと共に換気を行う。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### 7.1 取り扱い

皮膚、目との接触、蒸気の吸入等を避けるために、適切な保護眼鏡等の保護具を使用すること。引火性があるため、火気厳禁で取り扱うこと。室内で取り扱う場合は、局所排気装置等で換気を充分行うこと。高温物、スパーク、火気、強酸化剤との接触を避けること。

### 7.2 保管

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 8.1 管理濃度

設定されていない。

### 8.2 許容濃度

エチルアルコール                      ACGIH (2013 年版)                      LTV-TWA 1000 ppm      A4

### 8.3 設備対策

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

### 8.4 保護具

呼吸用保護具：保護マスク

手の保護具：保護手袋

眼の保護具：保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具：保護衣

### 8.5 特別な注意事項

情報なし

## 9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状态、形状、色等）： 無色透明液体

臭い： 芳香臭あり



# 安全データシート

pH:	データなし
融点・凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	データなし
引火点:	17.0 °C
燃焼性(固体、気体):	データなし
爆発範囲の上限・下限:	データなし
蒸気圧:	データなし
比重又は嵩比重:	0.93
溶解度(水):	不溶
η-オクタノール/水分配係数:	データなし
自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
粘度(動粘性率):	データなし
蒸気圧:	データなし
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし
その他のデータ:	なし

## 10. 安定性及び反応性

### 10.1 反応性

燃焼すると有害な刺激性のヒュームやガスを生じる。

### 10.2 化学的安定性

通常条件下では安定。

### 10.3 危険有害反応可能性

情報なし

### 10.4 避けるべき条件

直射日光、高温、熱、炎、火花、静電気、スパーク

### 10.5 混触危険物質

強酸化剤

### 10.6 危険有害な分解生成物

一酸化炭素、二酸化炭素

## 11. 有害情報

### 11.1 急性毒性

飲み込むと有害

エチルアルコール;

経口 ラット LD50 > 5000 mg/kg

吸入 ラット LC50 20000 ppm/10h

安息香酸ベンジル;

経口 ラット LD50 1900 mg/kg

経皮 ウサギ LD50 4000 mg/kg

セバシン酸-n-ブチル;

経口 ラット LD50 14870 mg/kg

吸入 ラット LC50 > 5400 μg/m<sup>3</sup>/4H

### 11.2 皮膚腐食性及び刺激性

データなし



# 安全データシート

11.3 眼に対する重篤な損傷又は刺激性	眼刺激
11.4 呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし
11.5 生殖細胞変異原性	データなし
11.6 発がん性	データなし
11.7 生殖毒性	データなし
11.8 特定標的臓器毒性（単回ばく露）	データなし
11.9 特性標的臓器毒性（反復ばく露）	データなし
11.10 誤えん有害性	データなし

## 12. 環境影響性

- 12.1 生態毒性  
水生生物に有害
- 12.2 残留性・分解性  
データなし
- 12.3 生態蓄積性  
データなし
- 12.4 土壤中の移動性  
データなし
- 12.5 オゾン層への有害性  
データなし

## 13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。

## 14. 輸送上の注意

- 14.1 注意事項  
火気厳禁で取り扱うこと。
- 14.2 国連番号・国連分類  
番号： 1993  
クラス： 3  
包装等級： II  
適切な積荷名称： Flammable liquid, n. o. s. ★

## 15. 適用法令

- 15.1 消防法  
危険物第4類第1石油類非水溶性
- 15.2 労働安全衛生法  
エチルアルコール  
名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第61号)  
危険物・引火性のもの(施行令別表第1第4号)



安息香酸ベンジル

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9) (令和 8 年 4 月 1 日以降)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9) (令和 8 年 4 月 1 日以降)

### 15.3 化学物質排出把握管理促進法

安息香酸ベンジル (15%含有)

第 1 種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) (管理番号 : 583)

### 15.4 化審法

安息香酸ベンジル

優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項)

## 16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

\*) 本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。